

令和 5 年 第 4 回 秩 父 別 町 議 会 定 例 会 議 録 目 次

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	4
6		一般質問	5
7	承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて [令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算（第 4 号）について]	20
8	議案第 5 6 号	秩父別町犯罪被害者等支援条例の設定について	22
9	議案第 5 7 号	秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	23
10	議案第 5 8 号	秩父別町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	23
11	議案第 5 9 号	秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	23
12	議案第 6 0 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	23
13	議案第 6 1 号	秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について	25
14	議案第 7 1 号	秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について	26
15	議案第 6 2 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	28
16	議案第 6 3 号	町道路線の廃止について	31
17	議案第 6 4 号	町道路線の変更について	31
18	議案第 6 5 号	ローズガーデンちっぷべつの指定管理者の指定について	32
19	議案第 6 6 号	令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算（第 5 号）について	33
20	議案第 6 7 号	令和 5 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	37
21	議案第 6 8 号	令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	38
22	議案第 6 9 号	令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	39
23	議案第 7 0 号	令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	40
24		所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	40

令和5年第4回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和5年12月7日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
産業課長	笹木	雄介	君	会計管理者	尾垣	義次	君
住民課長	塩地	勇夫	君	企画課長	北垣	慎二	君
建設課長	宮武	幸充	君	教育次長	大山	達美	君
農委事務局長	宮本	幹夫	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	藤岡	和正	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

内山 潔 君

北 俊 紀 君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番

松 永 徹 君

2 番

金 子 利 生 君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

これより、令和5年第4回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 松永徹議員、2番 金子利生議員を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月8日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの2日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（内山君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第4号の1件、議案第56号から第71号までの16件でございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがござ

います。

なお、監査委員から10月と11月に実施いたしました例月出納検査及び11月に実施いたしました令和5年度定期監査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、師走を迎え何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

9月13日の第3回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

始めに、寄附の採納について申し上げます。

10月13日に京都市の井上シノブ様が役場に来庁されまして、10万円の浄財のご寄附をいただきました。

井上様は、本町のなつみの里を平成26年から10年間利用されておりました、今年度をもって利用期間が終了したことから、この間、町には大変お世話になりましたということで、そのお礼にかえてとのご寄附でございます。

有り難く採納させていただきまして、有効に活用させていただく所存であります。

井上様のご健康とお幸せを心からお祈り申し上げますところでございます。

次に、農作物の出荷状況及び令和6年産米の生産の目安についてご報告申し上げます。

今年の水稲につきましては、農家の皆さんの適切な肥培管理と、春先から天候に恵まれましたことから順調に生育いたしまして、例年よりも早く収穫作業が始まったところであります。

北空知の作況指数は102のやや良であったものの、出荷の状況を見ますと、6月下旬以降の高温に加え、8月中旬の強風と大雨による倒伏が影響し、米の品質は白濁米が多く、タンパクの比率が高くなるなど、生産者の皆様におかれましては、厳しい結果であったものと推察しております。

北いぶき農業協同組合における水稲の取扱製品数量は17万1,217俵で、10アール当たりの収量は540kgでありました。

秋播小麦は、天候に恵まれ、順調に生育いたしましたが、昨年より収量は少し下がりました、10アール当たり432kgとなっております。

そばにつきましては、収穫期に雨風となる日が多かったことから、落果が見受けられ、平年よりも収量が減少し、10アール当たり31.5kgとなっております。

花卉につきましては、ダリアやシネンシスを中心に出荷されましたが、秩父別支部では、18,542ケース、1億616万円の販売でありまして、出荷量、売上額ともに他の作物同様前年を下回る状況でございます。

ブロッコリーであります、夏前からの異常気象が影響し、生育不良や病気が発生するなど、単収は205kgと過去に類を見ないほどの減収となっております。

また、販売価格につきましては、キロ単価で昨年より50円ほどの安値で取り引きされております。

次に、令和6年産米の生産の目安についてご報告いたします。

農林水産省が10月19日に発表した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針によりますと、令和6年産の主食米等の需要見通しは、令和5年産と比べると約9万トン減の671万トンと推計されております。

また、令和6年6月末の米の民間在庫量は177万トンと見込まれており、今後も需要量が毎年10万トン程度減少することを勘案し、令和5年と同水準の生産調整を行うことで、令和7年6月末の米の民間在庫量は176万トンに落ち着くものと予測されております。

本年と同程度の生産調整が見込まれるという状況で、米の生産調整は相

変わらず厳しいものと認識しております。

今後、北海道では、この需給予測を受けて、北海道農業再生協議会水田部会が産地の意向を確認した上で、道内全体と市町村別の生産量や作付面積の目安を示すこととしており、その通知は今月下旬に予定されております。

来年こそは、天候に恵まれ、豊穰の出来秋を迎えられることをお祈り申し上げます。

続いて、工事の入札結果についてご報告申し上げます。

9月28日に執行いたしました南1条路線排水路補修工事で、南1条東1丁目交差点から、東側の排水路約136メートルのトラフを補修し、排水能力を改善するものであります。

落札者は、興和建设株式会社、落札額は税込536万8千円、落札率は97.02パーセント、工期は10月3日から12月15日までとしております。

次に10月31日に執行いたしました古川伐採浚渫工事で、5条5丁目付近の、古川約480メートルの土砂撤去と樹木伐採を行うものであります。

落札者は、興和建设株式会社、落札額は税込1,562万円、落札率は97.19パーセント、工期は11月6日から明年2月29日までとしております。

最後に12月1日に執行いたしました4条集水路長寿命化対策工事では、今年度が3ヶ年の最終年ではありますが、3条6丁目谷田様地先の集水路において、柵渠版約18メートルの補強工事を行い、長寿命化を図るものであります。

落札者は、興和建设株式会社、落札額は税込1,133万円、落札率は97.23パーセント、工期は12月5日から明年2月27日までとしております。

この他5件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省かせていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第5、所管事務調査の報告をします。岡崎総務経済常任委員会委員長
の報告を求めます。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はござい
ませんか。

（なしの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みと
いたします。

（日程第6 一般質問）

議 長（大野君）

日程第6、一般質問を行います。5番 中西議員の発言を許します。
中西君。

5 番（中西君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと
思います。

それでは質問事項につきまして、生ごみ処理機、ここでは乾燥式・バイ
オ式・ハイブリット式の購入助成についてということで、質問させていた
だきます。

秩父別町では、生ごみを処理するディスポーザーの整備が進められ、生
ごみの回収量の削減に大きく貢献したと感じています。

現在は、耐用年数が過ぎ、交換部品の供給も少なくなり、実稼働台数は
数えるほどになっていると思われます。

そこで、家庭用生ごみ処理機、ここで言う乾燥式・バイオ式・ハイブリ
ット式ですが、への購入助成を検討されてはと思うのですが、町長のお考

えをお聞かせください。

このことで、炊事の軽減と子育ての一助となると考えております。
よろしく願いいたします。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

中西議員のご質問にお答えをさせていただきますが、本町のごみの処理につきましては、昭和46年からごみの収集が始まりまして、昭和61年からは可燃ごみと不燃ごみの2種類に分別されました。その後、平成14年11月に6分別12種類に分かれた際に、新たに生ごみの区分を設けていたところでございます。

生ごみにつきましては、約8割から9割が水分でありまして、焼却に化石燃料を多く使用することでエネルギー効率が悪く、環境の負荷が大きいこと、また二酸化炭素やダイオキシンなどを排出するといった多くの問題を抱えております。

このような状況を受けまして、北空知1市4町のごみを受け入れております北空知衛生センターに搬入される生ごみにつきましては、焼却ではなくて発酵処理を行いまして、発生したメタンガスで発電をして、その電力を施設内で活用するなど、環境に配慮した運営がなされております。

町では、家庭用生ごみ減量化と衛生的な処理を目的に、平成11年度から電気式ごみ処理機の購入に対する助成を実施いたしました。その後、浄化センターの大規模更新を契機といたしまして、平成16年3月から各家庭にディスポーザーの設置を推奨いたしまして、従前の処理機の購入に対する助成は終了したところでございます。

ディスポーザーにつきましては、開始当初204世帯で設置され、生ごみの約32%を減量化することができており、その後令和2年1月に実施した調査におきましては227世帯に設置されていることが確認されました。また、故障した場合には各家庭で更新されているものと推察いたし

ております。

生ごみ処理機については、微生物分解型、あるいは温風乾燥型、また本町で導入されているディスポーザーなど様々な機器がございますけれども、いずれも生ごみの減量化に効果がみられるものであり、循環型社会を目指す上で欠かすことができないものであると認識しております。

議員ご指摘のとおり、処理機を導入することでごみの減量化とごみ出しの手間が省けることや、ご家庭の衛生環境の改善などに一定の効果があると思われまます。

しかし、現在のディスポーザーをご使用の方は、それぞれ2回から3回ほどの更新をされており、全て自費での更新でありまして、ディスポーザー以外の処理機を導入されるご家庭がどの程度あるのかを把握できないことを含めて、公平性の観点から今すぐの助成には課題が多いものと考えております。

今後も、持続可能な社会の確立のため、限られた資源を有効に活用する循環型社会を実現するとともに、より衛生的で快適な環境づくりに向けて、努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

議 長（大野君）
中西君。

5 番（中西君）

答弁有難うございました。

平成11年からの機械式というのがちょっと私の調べの中で抜けておりまして、大変失礼いたします。

ですが、今回こういう質問させていただいて、私の家もついておりましたが、故障して交換したりということでもあったのですが、現在使わないキッチンなどもあるということで、ディスポーザーが今使えない家も増えているという中で、家の中で保管する生ごみの臭いとか、そういったものが気になるという方も、やっぱりいらっしゃるという話も聞いておりますし、我が家もそんな形かなと思っております。

それで、今年の9月の末から10月にかけて、熊が現れた時にも、野外設置型のデスポーザーを荒らしたという話も聞いておりますので、できればやはり家の周りにはない方がいいのかなということで、今回あらためてこういう形で質問させていただきました。

ただ、やはりデスポーザー自体を使っている方がやっぱりいるということで、その方のことも考えないといけないということで、今すぐという形にはならないのかもしれないですけども、やはりいずれはもう一度考えていただきたいなと思いますので、今すぐではなくとも、今後またご検討いただければと思いますので、よろしく願いしますということで、私の質問をこれで終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

議員の考えはよく分かりましたけれども、デスポーザー実は当初よりも増えているのが実態でございます。

ただ、今循環型社会、あるいはSDGs、騒がれている中で、このいろんな形の温風型含めて生ごみ処理機、助成している団体もあるようでございます。

おそらく国もですね、私の考えではですね、どこかで助成の対象にしてくるのかなと思っております。

そういったことも合わせて、他の自治体の動向を調査しながら、検討してまいります。有難うございました。

議 長（大野君）
中西議員。

5 番（中西君）
再答弁有難うございます。

今後ディスプレイ、今使っている方がいるので、そこに対してまた補助金をという形になりますと、公平性というのがあると思いますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

有難うございました。

議長（大野君）

以上で中西議員の質問を終わります。

次に、3番 眞島議員の発言を許します。 眞島君。

3 番（眞島君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づきまして、本町の認知症対策につきまして、澁谷町長の方にご質問をさせていただきます。

認知症になったとしても、尊厳と希望をもって暮らせるようにする認知症基本法、正式名称は共生社会の実現を推進するための認知症基本法が、本年6月に成立しました。

この法律では、国に認知症施策推進基本計画の策定を義務づけ、都道府県と市町村には認知症施策推進計画の策定を努力義務としてございます。

また、この法律では、基本的施策として、認知症について国民の理解を促す取り組みや認知症の人が社会に参加できる機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護などを盛り込んでおります。

厚生労働省によると、65歳以上で認知症の高齢者は2012年の462万人から2025年には約700万人に上ると推計されてございます。高齢者の5人に1人は認知症になると推計されております。

住民の高齢化率が高い本町にとって、今後、認知症になる方が増えることも懸念され、認知症対策は喫緊の課題となると思われれます。

そこで、認知症基本法の成立を踏まえ、本町における認知症対策について町長が考えられているところをお聞かせ願います。

議長（大野君）

町長。

町長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、認知症につきましては、議員ご指摘のとおり、非常に増えております。令和7年度には700万人に達するだろうと言われておりますし、65歳以上の高齢者のうち約5人に1人が認知症になると推計されているところでございます。

このような状況を受けまして、国では認知症の方が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるように、国・地方が一体となって認知症対策を講じることを掲げた共生社会の実現を推進するための認知症基本法、これを本年6月に公布いたしました。

ただ、この法律はまだ施行されておられませんので、現在は周知期間でありますけれども、国では今後この法律に基づきまして、認知症施策推進基本計画を策定するとともに、都道府県・市町村の地方自治体においても計画策定が努力義務とされておりますことから、本町においても国等の情報を収集しながら、計画の策定に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

本町におきましては、本法律の成立に関わらず、以前から認知症の予防対策の推進と住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域住民の理解を広げて、全体で町を支える基盤整備を推進しているところでございます。

その主な取り組みといたしましては、認知症を予防するために令和元年度から認知症予防機器の脳活バランスを導入し、自身の認知機能について把握していただくとともに、脳の活性を図り生活改善を促す、脳活事業を実施する他、認知症に関する理解や正しい知識の普及と、地域や職域において認知症の方やその家族を支援するための認知症サポーターを養成しております。

また、認知症によるご家族の介護負担を軽減するために、地域包括支援センターには認知症地域支援推進員を配置し、関係者間の連携をとりながら、専門的知見に基づいた適切なサービスや制度に繋げる総合相談

支援を行っております。

さらに、認知症の早期診断や早期対応のため、深川市立病院と連携をいたしまして、認知症初期集中支援チームを設置し、支援を要する案件が発生した場合には、迅速かつ円滑に、初期段階から適切な医療・介護に結び付ける体制づくりを推進しているところであります。

また、認知症高齢者等が行方不明になった際には、一刻も早く保護するため、情報収集や捜索を行う認知症高齢者SOSネットワークや、シルバー見守り協議会を活用して、情報を交換し共有するとともに連携を図ることで、認知症の方への危機管理や生活支援ニーズの把握に努めているところでもございます。

また、認知症のケアも行政の大切な責務でありますけれども、それ以前に認知症を予防すること、これが何よりも肝要であると考えておりまして、様々な事業を展開しているところでもございます。

以前眞島議員からご質問のありましたケアラーへの支援制度につきましてでございますけれども、令和6年第1回町議会定例会に条例を提案したいと考えておりまして、現在準備を進めておりますけれども、今後はこの条例に基づきまして事業を推進し、国や北海道の動向を注視しながら、認知症になっても安心して暮らすことができる環境整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りまして、お答えとさせていただきます。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

ご答弁有難うございました。

ただ今、町長の方から色々な行政サービス等々、ご答弁をいただきました。

この基本法につきましては、現在まだ施行されていないということでございます。

成立されてから1年以内ということ聞いてございますので、年が明けるとこれがそれぞれ、施行がされるのかな、効力を発揮するのかなと

思われます。

そんな中で、この認知症については、誰もが当事者、我々もそうですけれども、その家族になりうる時代の中に入ってきてございます。

認知症になると本人や家族は周囲には相談できぬまま、身内だけの中で処理をするような形になり、孤立しがちな状態になるのかなと思ってございます。

認知症基本法、これにつきましては、基本的な施策が8つほど盛り込まれてございますが、その中に先程町長のご答弁の中にもありましたけれども、予防的観点が含まれてございます。

本町におかれましても、先程町長のご答弁にもありましたけれども、脳活事業、さらには高齢者を対象にする学びの場の提供という、このような取り組みも早くからなされているということでございますが、今後この事業の継続に取り組んでいただくとともに、またいずれ施行されるであろう認知症基本法に基づきまして、認知症対策に取り組んでいただきたいということを願うところでございます。

また、この予防の中でも、今年7月頃アメリカの方で日本の製薬会社が認知症に、アルツハイマーの新薬が承認されたということで、9月にも厚生労働省の方で、日本でも取り扱いができるということになってございます。

今年度につきましては、臨床試験という形で取り組んでいくと思われませんが、この薬についても、アメリカでは年間約390万程の費用がかかるということでございます。

また、日本もまだ価格の方は決まってございませんようですが、数百万の年間負担がかかるのかなというふうに言われてございます。

日本におきましては、高額療養費制度というのがございますので、70歳以上一般の所得の方では、14万4千円が上限としてなされるのではないかなというようなことも聞かれてございます。

私もそれぞれ皆さんもいずれ新薬が普及すれば、それに対応するのかなと思いますけれども、また非常に高額なものでございます。

今後どのようになるか分かりませんが、私が議員をやって、もしその場におれば、また町の方にも、町長の方にもご支援、また補助等

についてご質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをさせていただきたいと思います。

冒頭申し上げましたけれども、本町の高齢化もまた年々進んできてございます。

2025年には5人に1人になると言われてございますし、2040年には、まだ16、17年先ではございますけれども、約800万人を超えと言われてございますし、さらにその後のことについては、我々ちょっと元気なのかとは思いますが、2060年には850万人に達すると、4人に1人になるのではないかとというようなことも危惧されてございます。

今後とも認知症になられても、尊厳と希望をもって暮らせるような、そのような町づくりにご尽力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。町長の方から何もなければ、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長（大野君）

2つ目の質問をどうぞ。

3 番（眞島君）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

農地の賃貸・売買における斡旋について、農業委員会吉田会長にご質問をさせていただきます。

本町の基幹産業の農業において、農業者の高齢化、後継者不足にともない、令和元年から令和4年の4年間で24戸の農家の方が離農してございます。

農家の数は減っても農地面積は変わらず、現在本町の農家1戸当たりの平均耕作面積は約26ヘクタールと聞いてございます。これについては、農業委員会調べの数字となっております。

本年度もすでに賃貸・売買となるケースが発生していると思われませんが、その賃貸・売買における斡旋についてご質問をさせていただきます。

現在、農家の法人化・株式会社等、さらには農業機械の近代化による影響もあり、農地の規模拡大が進み、農地拡大を求める農業者が多いと

思われます。

農地も売り手よりも現在買い手側の引き合いが強いのが現状だと思いますが、その反面後継者がいるにもかかわらず、少ない経営面積でもなかなか土地が求められない方もおられるのではないかと思います。

一部の農業者からは、知らないうちに話が決まっていた、あるいは水田が隣地にあるのに声がかからなかったなど、少ないながらも不満が聞こえております。

農業委員会は農家の番人とも言われており、農業委員会の方針の中にも「中立と公平を保つとともに秩父別農業の振興発展のため1人1人が活動する」と書かれております。

お金と人間関係も絡む大変なお仕事であり、さらに中立と透明性が望まれるところでございますが、斡旋等について農業委員会会長のお考えをお伺いいたします。

議 長（大野君）

吉田農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

眞島議員のご質問にお答えしたいと思います。

農業者の高齢化、後継者不足は本町のみならず、日本農業の深刻な問題であります。

農林水産省の統計によりますと、昭和35年の日本において農業従事者は1,175万人でありましたが、約60年後の現在では10分の1の116万人となっております。

一方、本町の農家戸数につきましては、人口がピークでありました昭和30年に866戸でしたが、その後、昭和60年には486戸、10年前の平成25年では169戸となり、現在は122戸と減少の一途をたどっております。

こうした状況から、近年は、本町でも農地の賃貸・売買が増加傾向にあります。

農地を求める農業者が多い状況ではありますが、規模拡大が進んでい

ることや、耕作条件が合わない土地もあるため、ひと昔前ほど引き合いが強い現状と捉えております。

議員ご質問の、農地の賃貸・売買における斡旋についてでございますが、農業委員会といたしましては、賃貸・売買ともに地主の意向を確認した上で、隣地の耕作者や担い手の状況、人・農地プラン等の意向も踏まえ、当該農事組合を対象に調整を行い、希望者がいない場合は、町内全域に拡大し、斡旋調整を行っているところでございます。

本年7月に農業委員が改選され、新任の委員もおりますので、現在、農業委員会では委員各位が統一した見解の中で、さらに公平な斡旋調整を行うために、斡旋の基本的な考え方を検討しているところでございます。

過去に、「情報を得ることができなかった」、「声がかからなかった」などの不満の声があったとのことでございますが、詳らかに情報の共有を行い、今後におきましては、そのようなことが無いように取り組んでまいりたいと思います。

不安定な世界情勢や急激な円安により、肥料や燃料、資材など農業に必要な物資の価格高騰が続いており、農業経営に大きな影響を与えております。

農業情勢は非常に厳しい状況が続き、さらに、今後も農業者の減少が続くことが予想されておりますが、農業委員会といたしましては、食料の生産基盤を維持・確保できるよう、適切な農地利用の推進と遊休農地の発生防止に努めるとともに、担い手に農地の利用集積と集約化ができますよう、適正な斡旋調整に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、眞島議員の一般質問に対する答えとさせていただきます。

議 長（大野君）
眞島議員。

3 番（眞島君）
大変詳しいご答弁有難うございました。

私先程農地の斡旋、買われる方、売る方から色々なご不満の声がちょっと出ているというご質問をさせていただきました。

これにつきましては、4年程前の町政懇談会の折に出席されていたごく一部の出席者の中から、農業委員会の公平性が少し違うのではないかと、私はそういうふうを受けとめましたけれども、そのようなお話が出てございました。

あれから、その頃吉田会長やっておられなかったか際どいところかなと思いますけれども、そんなことも踏まえて、今まで斡旋されてきたのかなと思ってございますけれども、ただ今の、今後新しい方、色々な現職の委員さんもおられます。

なるべく統一した形の中で、それぞれの地区にあまり不平・不満の声が出ないような運営をしていただきたいなというのが切なる願いでございます。

色々、これにつきましても、それぞれ農業委員さんの個性もありますし、また地元の実情もあるかと思っておりますけれども、あくまで公平な立場で斡旋の方を行っていただきたいなというふうに思うところでございます。

関連がございますので、農地の価格について、ちょっとご質問をさせていただきます。

先月の11月13日の所管事務調査の中で報告がありました、令和元年から令和4年の水田の価格について、変動がありました。

その中で高値の方ですか、一番高い価格につきましては38万円、最低価格では、令和4年度で17万と、上の価格と下の価格、平均の価格も真ん中におられると思っておりますけれども、最高と最低の差が倍以上に、半分以上の値段になっていると、低いところでは。

このことにつきまして、以前であれば水田の価格の斡旋につきましては、上田・中田・下田というような、3段階に区分されていたと思われるのですが、その査定の内容は農地の条件、また圃場整備等々の状態、さらには大きなウエイトを占めていたのは、基準単収だったのかなと思います。

現在、そのような方式はとられておられないようなこともお聞きしま

すけれども、現在どのような査定で価格の基準というものを策定されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議 長（大野君）

吉田農業委員会会長。

農業委員会会長（吉田君）

ただ今の眞島議員からご質問のあった部分でございませけれども、価格という場面で、一応農業委員会としては、昔の表現ではなく、数年前に表現を参考価格という表現の中で、基本的にはその後に価格の金額を提示させていただいて、広報にも出してはいるのですけれども、その中で眞島議員が言われたその部分につきましては、最近特に新規に農地を賃貸していて、農地を買う方が賃貸の中で、やはり数年作ってから売買になっている場面は、あまり価格の変動とかないのです。参考価格の高い方ですね。

ところが、15年、20年の賃貸で農地を耕作されている方が、若干やっぱり耕作する方が、今までの10数年耕作されている部分で、多少の価格の変動で若干地主さんとのお話の中で、下げられているというのが高い部分の方なのですけれども、昔で言う参考価格が低くなっている部分も言われておりますところは、やはり最近耕作面積が増えてくる関係上、耕作条件が農地の区画だとか、今平場という表現と、中山間地という表現がなされているのですけれども、中山間の方はやはり今の農業機械になかなか合致していないような農地の面積、要するに1筆というのですか、1区画というのですか、それがやはり小さい場面もありまして、そういう場面の条件下の中で、耕作の方がやっぱり普通の過年度の値段よりも、周りの価格よりも下げてもらえないかという、そういう表現の中で、やはり先程言われましたとおり、最高の参考価格と最低の参考価格の開きが出ているようなことになっている部分は、そういうことで求める方の要望がやっぱり最近強くなってきたということで、それと特に中山間地でございませますが、やはり耕作する方の先程言った条件が、ちょっと不条件になってきますというか、そこに求める耕作者が少なくなって

きているということで、そういうことも考えながら、価格の開きが出てきているということで、その辺の部分はご理解していただきたいなと思っております。

議 長（大野君）
眞島議員。

3 番（眞島君）

大変詳しくご説明いただきまして、有難うございます。

この水田の価格につきましては、私が1番気にしているのが、価格が安くなる要因には今程会長の方からご説明ございましたけれども、この価格があまりにも変動が激しく、下がりすぎることによって、自分も農家やっているものですから、その土地が下がるということは、その隣接する、また地区の評価の価格も下げるということでございます。

こういったことからまた、その土地に対する、例えば資金を借りる、お金を借りるといった時に、ある程度土地の評価額といったものが査定されて、担保能力ですか、これの値が落ちてくるというようなことで、農業経営者にとっては、非常にそういう資金を借りる等々には、不利な状況になってくるのかなと思います。

あまりにも土地が、歯止めがかからずこのまま下がっていくと、もう数年後にはおそらく10万円を切るような土地も出てくるのかなとちょっと危惧しているところでございますので、そういった実情、または土地の経営状況に合わす都合もございませぬ。

そんなことも踏まえまして、特に価格の下落については、中和を図っていただき、斡旋の方をしていただきたいと望みます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長の方から何かあれば、ありませんか。

議 長（大野君）
よろしいですね。

3 番（眞島君）

以上で幹旋の方のお話については終わらせていただきますけれども、ここでちょっと若干関連がございますので、会長の方に、質問ではございません。

お答えいただかなくても結構でございますけれども、お聞きいただきたいと思いますが、農地の幹旋、畑等については、農業委員会の方で幹旋をされ、全て処理をするということでございますけれども、おそらく幹旋をする、農家をやめられる方におきましては、おそらくその農地の側に住宅地、建物、納屋、物置、そういったものがあるかと思われ、もちろんそこにある、宅地となっている土地がございます。

これについては、宅地につきましては、農業委員さん入れないことは私分かってございますけれども、今色々行政等でも空家対策ということで、非常に頭を悩ませている点があるのかなと思われ、特に農家地区におきましては、そのまま放っておかれますと、狐、狸、アライグマ等々色々な害獣の棲み処になって、環境をちょっと乱すのかなと思われ。

幹旋の中で農地に関して、一緒に処分することはできないと思われ、幹旋の終わった後で結構でございます。

一つそこを、おられる方については問題ないと思われ、農地を放して町を出て行かれる、家を出て行かれる、そういうところについては、幹旋の終わった後でも、その方々にこういう制度があつて、こういうふうになれば、宅地の方を壊せる、そういうような資金等々のアドバイス、また綺麗にさせていただけるようなアドバイスもしていただきたいと思われ、これは要望としていただきたいと思われ、答弁は結構でございます。

あればいいと思われ、そんなことで一つ、住宅、空家対策の方にも管轄のそれぞれの部署もあると思われ、そういう方々と連携をとって、空家対策にご尽力いただければなと思われ、よろしくお願ひしたいと思われ。

以上で私の方の質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議 長（大野君）

以上で眞島議員の質問を終わります。

（日程第7 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について〕」

議 長（大野君）

日程第7、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について〕」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、承認第4号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

ただ今の地域振興券の発行に関連して、ちょっとお伺いしたいと思います。

昨日笹木産業課長以下数名の職員で袋詰めしているところを、たまたま通りがかって、大変ご苦労なお仕事をされて、有難うございます。

暮れにかけて何かと入用な時期に、いち早く発行していただける、大変有難く感謝申し上げたいと思います。

一人当たり5千円というのは、早くから伺っていたのですが、低所得者に対する1世帯7万円、これも同じように券というか、チケットで発行されるというようなことでよろしいでしょうか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

1世帯7万円につきましては、現金で支給となる予定です。

議長（大野君）

藤岡君。

8番（藤岡君）

現金ですよ、口座振込、なるほど。

今マイナンバーカードに紐づけた口座っていうのが、皆さんそうになっているかどうかは別ですけども、そういう流れで振り込まれるっていうことなのですかね。

議長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

今のところ予定はですね、前回3万円、今年振り込みがあったのですけれども、同じ口座で振り込みをしていただくということで予定をしております。

8番（藤岡君）

有難うございます。

議長（大野君）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。 岡崎議員。

4番（岡崎君）

地域振興券ですけども、これは何月何日現在の住民に対して、交付されるのですか。

議 長（大野君）
産業課長。

産業課長（笹木君）

本年 12 月 1 日現在の人口に基づきまして、発行しております。それ以降に転入などで異動があった場合には、その都度随時お渡しするという
ことになっております。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（ありませんの声）

他にないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第 4 号は、原案どおり承認することにご異議
ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第 4 号は原案どおり承認することに決定いたしました。

（日程第 8 議案第 56 号「秩父別町犯罪被害者等支援条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第 8、議案第 56 号「秩父別町犯罪被害者等支援条例の設定について」
を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 56 号に対しての質疑を行います。質疑はございませ
んか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 56 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は原案どおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 15 分

再開いたします。

(日程第9 議案第 57 号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第10 議案第 58 号「秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第11 議案第 59 号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

(日程第12 議案第 60 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 9、議案第 57 号「秩父別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第 10、議案第 58 号「秩父別町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期

末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第 11、議案第 59 号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第 12、議案第 60 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」の 4 件を一括議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 57 号から議案第 60 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 57 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 58 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 59 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 60 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第13 議案第61号「秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 13、議案第 61 号「秩父別町基金条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 61 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 61 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第 14 議案第 71 号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 14、議案第 71 号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 71 号に対しての質疑を行います。 金子議員。

2 番 (金子君)

1 点確認なのですが、戸籍法が改正されて、どこでも戸籍謄本がとれるというお話なのですが、うちのシステムがそれに対応出来るようにもう改修出来たということで、理解してもよろしいですか。

議 長 (大野君)

住民課長。

住民課長 (塩地君)

システムの関係でございますけれども、戸籍のですね、本町の非本籍地からシステムを、法務省の連携システムというのがあるのですけれども、そちらの方に繋ぎまして、各本籍地の方に連携をするという内容になっています。

システム自体はですね、実施することが可能となっております。

議 長 (大野君)

金子議員。

2 番（金子君）

私が聞きたいのはですね、うちの町内に、町外からいらっしゃっている方もいて、本籍を元の住所に置いている方もたくさんいらっしゃると思います。

それと、うちの出身者の方が就職とか何かで、道外に行った方もいっぱいいらっしゃると思います。

そういう方が、本籍地を元のところに残した方が、全ての人が住んでいるところの役場で、戸籍謄本がとれるのは間違いないのかどうかを、ちょっと確認させていただきたかった。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

改修の方はですね、実施することは可能となっております。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

じゃあ、とれるというのですね。とれることは間違いないのですね、3月から。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

3月からとれることは間違いないです。

2 番（金子君）

分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑はありますか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 71 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は、原案どおり可決いたしました。

**（日程第15 議案第 62 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定
について」）**

議 長（大野君）

日程第 15、議案第 62 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する
条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 62 号に対しての質疑を行います。質疑はございませ
んか。 金子議員。

2 番（金子君）

ちょっと条例見てもですね、ちょっと目を通したつもりなのですがけれど
も、ちょっとこの中で確認したいことあるのですが、出産する方の

所得割と均等割の減額ということによろしいかと思うのですけれども、おそらく条例の中に書いてあると思うのですけれども、限度額オーバーになった方はどういう取り扱いになるのでしょうか。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

出産の方が対象になるということで、その方の所得割、均等割を軽減するという形になるので、限度額オーバーになってくると、その限度額以上の部分について、減額になると思われます。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

限度額オーバーで、例えばここに農家の方たくさんいらっしゃると思うのですけれども、所得割っていうと、世帯主の方、農業経営者の方の所得割がほとんどを占めると思うのです。

そうすると、奥さんが出産する時には、奥さんは大体私のわかっている範囲でいえば、専従者給与、年間120万から130万位で、所得割にすると微々たるもの。

そして、均等割は今ちょっと頭にはないけれども、1人2万なんぼ。2、3万だと思えるのですけれども。

そうすると、限度オーバー、例えば60万とか65万だと思えるのだけれども、80万も90万も算定出たら、その分奥さんが出産しても、保険料に対するメリットはないということですよ。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

今の限度額オーバーになった場合のメリットでございますけれども、一旦持ち帰らせていただいておりますね、確認させていただきますもよろしいでしょうか。

議 長（大野君）

いいですか。

2 番（金子君）

はい。それともう1点、1月1日施行ということなのですけれども、悲しいことに、例えばですよ、流産したとか死産の場合はこれ適用になりますか。

議 長（大野君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 41 分

再 開 午前 11 時 41 分

再開いたします。

住民課長。

住民課長（塩地君）

流産、死産ですけれども、妊娠 85 日以上、4ヶ月超えた方について、死産・流産も含むということになっております。

2 番（金子君）

それじゃあ、限度額オーバーについて、よろしくをお願いします。

議 長（大野君）

金子議員の質問に対しまして、住民課長の方から答弁後でさせてまいります。よろしいですね。

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 62 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第 63 号「町道路線の廃止について」)

(日程第17 議案第 64 号「町道路線の変更について」)

議長 (大野君)

日程第 16、議案第 63 号「町道路線の廃止について」、

日程第 17、議案第 64 号「町道路線の変更について」の 2 件を一括議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第 63 号、議案第 64 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 63 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 64 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第 65 号「ローズガーデンちっぷべつの指定管理者の指定について」)

議長 (大野君)

日程第 18、議案第 65 号「ローズガーデンちっぷべつの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長 (笹木君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第 65 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 65 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第19 議案第 66 号「令和5年度秩父別町一般会計補正予算(第5号)について」)

議 長 (大野君)

日程第 19、議案第 66 号「令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算 (第 5 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 66 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番 (岡崎君)

J R 留萌本線の代替交通支援金 7,234 万でございますけれども、これは単年度だけなののでしょうか、それとも今後何年間か、この金額が継続して入ってくるということなののでしょうか。

議 長 (大野君)

企画課長。

企画課長 (北垣君)

J R の支援金でございますが、こちらの方は代替交通であります留萌旭川線の 18 年分の補填支援金となつてございますので、今後留萌旭川線に関しては、この 7,234 万円、これしか入ってきません。以上でございます。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

それですね、これは歳出の方で、基金に積み立てるといようなことで説明をいただいた訳でございますけれど、私個人的な感覚としては、これは多分新しく出来るバスの停留所だとか、そういうところの整備に使われるのじゃないかなという気がするのですけれども、そのような形で受け取ってよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

建物に入れる気はございません。

今課長が18年分のバスの補填と言って説明いたしましたけれども、あくまでも代替交通、中央バス・道北バス等々の差額、差額といいますか、運賃との赤字分の補填をこのお金でしていくということでございまして、18年と言っていますけれども、今の状況見るととても10年もたないかなと思っていますけれども、いずれにしても、このお金はバスの補填に、要するに公共交通の維持のために使う金であって、建物はまた別な起債のある補助金を使う予定でございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

11 ページ、エアコンの設備の増設ということについて、ちょっと伺いたいと思います。

やっと本庁舎も、職員の皆さん、快適とまでは言えるのかどうか分かりませんが、涼しく仕事ができるのかなと思っておりませんが、付く部屋、会議室、付かない部屋等が出てくるのだろうと思うのですが、その辺分かれれば教えていただきたい。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

やっとですね、庁舎にもエアコン付けれるのかなというふうに喜んでおりますけれども、付く部屋といいますか、現在付いている部屋が、この議場と、特別職の部屋と、出納室、電算室でございますので、それ以外は全部付ける予定でございます。

ただ、廊下には付ける気ありませんので、各会議室には全て付けようと思っておりますし、こういう上からの、天井備え付けの吹き出し型のものを考えているところでございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

有難うございます。

表現としては庁舎という表現をされているのですが、教育委員会、スポーツセンター方面はどうなのですか。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

スポーツセンターについてはですね、前一度話したかとは思うのですが、けれども、今中学校に8台教室に付いているのですが、それが令和7年度でお役御免になるということで、それを外してですね、教育委員会なり消防なり、無いところには付けていただきたいと思っております、大変申し訳ないけれど、教育委員会については、あと2年程待っていただきたいということでございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

有難うございます。

台数的には、消防だとかにもまわるだけの台数があるということで、いいですね。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

教育委員会と消防に付ければ、大体全て終わると思っております、確か中学校8台だと思っております、それをスポーツセンターに付けて、もし足りなければ、消防は別に発注しなきゃいけないのですが、面積的にそんなに広いものではないですから、正直2階は付ける気消防ありませんので、事務所だけしか考えておりませんので、大体いけるかな。

足りなければ新たにまた、工事で発注していきたいというふうに思っております。

8 番（藤岡君）

有難うございます。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 66 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は、原案どおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0 時 5 分

再 開 午後 0 時 6 分

再開いたします。

（日程第 20 議案第 67 号「令和5年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）について」）

議 長（大野君）

日程第 20、議案第 67 号「令和 5 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 67 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 67 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 21 議案第 68 号「令和5年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（大野君）

日程第 21、議案第 68 号「令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 68 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 68 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第22 議案第 69 号「令和5年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第 22、議案第 69 号「令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 69 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 69 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第23 議案第70号「令和5年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第23、議案第70号「令和5年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第70号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第70号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案どおり可決いたしました。

(日程第24 所管事務調査の申し出について)

議 長 (大野君)

日程第24、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長 (内山君)

別紙により朗読

議 長（大野君）

委員会の所管事務調査の申し出について、ご意見はございませんか。

（なしの声）

ご意見がないようですのでお諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

（閉会宣言）

議 長（大野君）

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和5年第4回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉 会 午後0時17分